

刑法学者ピオントコフスキーの軌跡

——ロシア刑法学のソビエト時代——

上 田 寛*

目 次

はしがき
ピオントコフスキー教授の生涯
学術的な貢献
主要な研究業績
ソビエト国家の成立と刑法
最初のソビエト刑法教科書
『マルクス主義と刑法』
沈黙するピオントコフスキー
ドイツ古典哲学と刑法
刑法理論家としてのピオントコフスキー
ピオントコフスキーをどう読むか
あとがき

はしがき

今日の時点でロシアの、それもそのソビエト時代の刑事法に関わる課題の検討を試みること自体が、多少の違和感をもって受け取られるかも知れない。たしかに対象とする“ソビエト刑法”は、すでに消滅した一国の刑事法システムとそれに関わっての理論作業とからなる総体であるが、なによりも犯罪を社会的諸条件に規定された法則的な社会現象と捉え、それに対抗する刑事法システムの階級性格を鋭く指摘する点において、従前の

* うえだ・かん 立命館大学名誉教授

刑事法および刑事法学に対する根底からの批判者として登場したものである。それは自身の内容においてのみならず、登場の鮮烈さにおいても、その衰滅の呆気なさにおいてすらも、刑法学の本質に関わる基本問題を提起し続けている。

1917年のロシア革命により成立したソビエト・ロシアでは、当初の、急速な“法と国家の死滅”を想定した旧体制の刑事法システムの破壊から、“新経済政策”の下での独自の刑事法制の作出とそれに関連する専門家の養成へと転じ、そして1930年代以降はより積極的に、伝統的な刑法理論に優位するものとして自らの“ソビエト刑法学”を確立・対置するに至る。ただし、その後1991年末のソ連邦の解体までの期間、事実として歴史上に存在したソビエト刑法は、多くの点において大陸法的な刑法システムと類似のものであり、その理論内容も、積極的な理論体系を提示するには至らない一つの「批判の体系」にとどまった側面が大きい。本稿はそのソビエト刑法学の創造と展開とを一身に担ったアンドレイ・アンドレーエヴィッチ・ピオントコフスキーの、刑法学者としての軌跡をたどろうとするものである。

ピオントコフスキー教授の名はロシアにおいては、とくにソビエト時代には、刑法学界の権威として著名であり、わが国においてもその1927年の著書『マルクス主義と刑法』によって、すでに戦前から知られていた。また戦後期も、彼の名はソビエト刑法の紹介・検討に際して一つの基準的学説の主張者として、しばしば挙げられた。だが、残念ながら、彼の刑法学者としての来歴に関する資料はほとんど無く、同時代人や彼自身が語る言葉からその人間像などについて一定のものを得ることも困難であったし、没後に関係の雑誌に掲載されたネクロロゲも至って平板なものにとどまっていた。そのため、刑法学者としてのピオントコフスキーの全体像を明らかにすることには限界があった。とりわけ不可解とされてきたのは、その初期において明らかに刑事社会学派と親近性のある主張を展開していた彼が、1930年代の沈黙を経て、戦後に公表した諸論稿においてはまった

くその片鱗も見せなくなっていたことであつた。

今回あらためてピオントコフスキー教授のたどった道すじを見なおそうとしたのは、近年、ピオントコフスキー教授の兄であるセルゲイの日記をはじめとして、インターネット・ウェブを通じてアクセス可能となった多数の文献資料や周辺の諸情報によって、従来知られることのなかった事実経過のかなりを補うことが可能となったためである。その作業を通じてわれわれの前に浮き上がってきたのは、単にこのピオントコフスキー教授の姿にとどまらず、彼の生きて活動した時代、ロシア刑法学のソビエト時代の姿そのものである。

ピオントコフスキー教授の生涯

アンドレイ・アンドレーエヴィチ・ピオントコフスキー（Андрей Андреевич Пионтковский）は、1898年、ヤロスラブリにおいて、デミードフ高等貴族学校の教授、後のカザン大学教授、アンドレイ・アントノヴィチ・ピオントコフスキー（Андрей Антонович Пионтковский）の三男として生まれた。父であるピオントコフスキー教授は、革命前のロ



シアの刑法学者の中でも、その進歩的な見解と信念で際立っていた。彼は、ドイツ留学中にマールブルグ大学においてリスト（Franz von Liszt）の指導を受けたこともあって、刑法の社会学派に属し、犯罪は生理的、社会的、個人的な様々な要因の複合的な結果であるという前提に立っていた。彼の刑法理論の中心には、ヒューマニズムと正義の思想があり、彼がロシアにおける執行猶予制度や仮釈放制度の導入の必要性を理論的に実証した最初の人物の一人であることは偶然ではない¹⁾。

1) 参照：上田「国際刑事学協会（IKV）ロシア・グループの実像」（『内田博文先生古稀祝賀論文集』（法律文化社・2016年）368頁以下、同論文は後に上田寛・上野達彦『白夜のメ』

息子たるピオントコフスキーは、中等教育としてカザン商業学校を金メダルで修了した後、1915年にカザン大学法学部に聴講生として入学し、1年後に正規生として編入学した²⁾。学生時代にはすでに、学問的な興味の方は刑事法、法哲学、哲学史などへと傾き始めていたが、ここにはもちろん、1915年12月25日(グレゴリオ暦では1916年1月7日)に未だ54歳の若さで急死した父ピオントコフスキー教授の影響があったであろう。これらの関心領域は、生涯にわたって変わることなく、持続された。

ピオントコフスキーがカザン大学法学部を卒業したのは1918年であるが、彼は教授職を目指して研究を継続するために大学に残された。この時期は、短かかったブルジョア民主主義革命の時期を経て、首都ペトログラードから全ロシアへと社会主義革命の激動が及び始めており、帝政の瓦解と社会体制の根底からの変革の動きはそれに抵抗する勢力との全面的な対立、軍事的な衝突から国内戦へと、ロシアは激しい変動の最中であった。カザンもまた国内戦における重要な舞台であり、1918年6月チェコ軍団と白衛軍部隊に支えられ成立したコムーチ政権³⁾の支配は短命に終わり、同年秋のポリシェヴィキ軍大部隊の進駐に動揺した市民の大群とともにカザン大学の100名を超える教員と学生のかかなりの部分がシベリアに向けて逃走するというような出来事も経験している⁴⁾。

『刑法』(成文堂・2017年)に収録)。

2) 参照： <http://www.lawtech.ru/wiki/piontkovskij-andrej-andreevich>

3) 1918年1月にペトログラードで開会された憲法制定会議がポリシェヴィキ政権によって解散させられた後、社会革命党(エスエル)派議員の一部がサマラに参集し、その地域を占領したチェコ軍団の支援を受けて、ヴォリスキー(В.К. Вольский, 1877-1937)を委員長とした5人の議員による「憲法制定会議議員委員会(コムーチ)」の政府の樹立を宣言した。当初コムーチは憲法制定会議が召集されるまでの臨時政権と自称し、その支配もサマラ県の域内に限られていたが、後には全ロシアのソビエト政権に反対する勢力の占領地域にその権勢を及ぼそうと努力した。

4) 例えば別稿において検討したミロリユーボフ教授はこの過程でカザン大学を去ったのであるが、この刑法・刑事手続法の准教授の行動について、若いピオントコフスキーがどのように受け取り、対応したのかは、きわめて興味深い調査課題である。

また、この時期のカザン大学法学部については、次のような情報も存在する。「シエム

1917年の10月革命がロシア国家の政治的・法的な上部構造を根底から破壊したことは、当然のことながら、法学教育の在り様にも影響を与えずにはおこななかった。最初期の全面的な法的諸制度の破壊と否定（そして大学法学部の廃止）の時期はしかし長くは続かず、徐々に、革命権力の課題に対応する法的諸制度の必要性が再認識されるにしたがって、新たな法学教育の必要性も理解され始めることとなる。しかし、具体的には各大学ごとに状況は多様であった。カザン大学の場合、政治状況の変動に伴う混乱の時期を経て、1919年3月、労働者・農民の権力の必要に応える政治的・法的に訓練された人材を育成することを目的として、歴史、経済、法律・政治の3部門からなる社会科学部が設立され、法学部は廃止された。そのような落ち着かない状況の中、おそらくはその法律・政治部門に属したのであろうピオントコフスキーがどのような研究指導を受け、自身の研究活動を行っていたのかは、差し当たり不明である。そして、社会科学部も長くは存続せず、1922年にはロシア共和国教育人民委員部がその閉鎖を決定し

▼ ルシェネヴィチ（Г. Шершеневич）教授がモスクワ大学に移り（1906年）、刑法学科長アンドレイ・アントノヴィチ・ピオントコフスキー教授が早逝した（1915年12月）後、法学部の教員には、理論的な貢献によって知られた優れた学者、“心を燃やす”ような、深い内容と見事な形式の講義を行い、若者たちに興味を持たせ聴衆を引き付ける才能に恵まれた教師は一人もいなくなってしまう。教員の学術的活動は急激に低下した。10月革命は、カデットに近い政治信条を持つ法学部の教授たちから敵意をもって迎えられた。したがって、1918年9月に赤軍が侵攻を始めたとき、彼らのほとんど全員が白衛軍とともにカザンから去ったことは、驚くにはあたらぬ。貴族階級やブルジョア階級出身の法学部学生の多くが動員され、あるいは志願して、いずれにせよ白衛軍のもとに行くことになった。実際のところ、カザン大学法学部は数カ月間、機能を停止していた。1918年末に授業が再開された後も、教育内容に大きな変化はなかった。教員たちは、若いソビエト政権の法律を無視し続けたが、その法律は広範囲に及び、複雑化しつつあった。学部における学問的活動は終焉を迎えた。」“Юридический факультет: 210 лет истории” (<http://history-kazan.ru/aktualnaya-tema/yubilej/15307-yuridicheskij-fakultet-210-let-istorii>)

なお、インターネット・ウェブ上の文献資料を引用する場合には、当該サイトを参照した日時を個々に示すことが広く認められた de facto standard であるが、本稿においては、とくに断らない限り、引用のサイトには全て2022年3月以降に直接確認していることから、個別の表示を省略した。

ている。

ピオントコフスキーは1921年、中央アジアのタシケントに創設されたトルケスタン国立大学に着任し、刑法の講義を担当した⁵⁾。そして1923年にはモスクワ大学(その社会科学部の法学部門)へと移り、1924年には20代の半ばで刑法学科(正確には、社会科学部法学部門の刑法課題委員会)の教授となった。この時期の目まぐるしい法学部・刑法学科の設置形態の変遷を通じて、ピオントコフスキーはモスクワ大学の刑法部門の中心に位置し続け、1931年のソビエト法学部の独立研究所への改組の時からはその教授、次いでモスクワ法学研究所の刑法学科長を務め(1950年まで)、さらにソ連邦検察庁の犯罪捜査科学研究所に所属し、そして1955年から死去するまでソ連邦科学アカデミー国家と法研究所で活動した。

この間にあって1937年、ピオントコフスキーはソ連邦の最高認証委員会により刑法学科の教授として認められ⁶⁾、その翌々年には全連邦法律学研究所において論文「カント、フォイエルバッハおよびフィヒテの刑法観」によって博士学位を授与されている(この論文は同研究所の研究叢書第1巻として1940年に公開されている)⁷⁾。

5) 中央アジア初の高等教育機関として1918年にタシケントに開設されたトルケスタン大学の陣容の強化充実のために、1920年以降、主要にはモスクワの各領域の大学教授職員、大学院生、学生を組織的にタシケントへと送り込む取り組みが進められていた。(См. «Из истории Среднеазиатского университета»: https://collectedpapers.com.ua/ru/nature_of_central_asia/z-istoriyi-serednoaziatskogo-universitetu) ピオントコフスキーもまた、カザン大学から派遣された若手教員の一人としてトルケスタン大学へと向かったものと推測される。ただし、当時はまだ同大学に法学部は無く、社会経済学部があっただけで、1922年末の改組でも社会科学部が設けられたにとどまっている。

6) 帝政ロシアの時代から、革命後も、博士、博士候補、修士などの学位ならびに教授、准教授などの称号は各研究所および大学が独自に認定してきたが、その連邦レベルでの統一と水準の維持を目的として、1932年にソ連邦中央執行委員会の決定により最高認証委員会が設置され、1934年以降、各研究・教育機関による学位および称号の授与につき審査し認証を与えた。

7) Пионтковский А.А., *Уголовно-правовые воззрения Канта, А. Фейербаха и Фихте*. — ↗

この時期に暗い影を落とすのは、ピオントコフスキーと7歳違いの兄、同じくカザン大学出身の歴史学者セルゲイ・アンドレーエヴィッチ（Сергей Андреевич）が“反革命テロ組織への参加”を理由として逮捕され、1937年に銃殺刑に処されたことである⁸⁾。この事件に関連してのピオントコフスキーの反応については、それを示す資料は無い。ただ、1956年2月のソ連邦共産党第20回大会における“スターリン批判”の直後に、彼が軍検事総長に対して兄に関する事件の再審査と名誉回復の申し立てをした⁹⁾ことを知るだけである（また、1963年にピオントコフスキーは最高裁判所軍事部に対して兄の個人的な日記の返還を求め、認められている¹⁰⁾）。

ピオントコフスキーについて何よりも注目されるのは、すでに1920年代の前半からソビエト刑法に関わる多くの論稿を発表し、まだ20代の若さで刑法総論の教科書を、そして30歳になったばかりの時期にはソビエト刑法の総論と各論の教科書を公刊していることである。その後の長い研究歴と学術的な功績を根拠に、彼を“ソビエト刑法学”の創造者であるとするには十分な理由が存在するのである。

第二次世界大戦後の1946年、ピオントコフスキーはソ連邦最高裁判所の裁判官となり、またその退任（1951年）後は権威ある刑法学研究者として

↘ Учен. труды ВШОН., Вып. I. М., 1940.

8) セルゲイ・アンドレーエヴィッチ・ピオントコフスキー（Сергей Андреевич Пионтковский）は1891年生まれであり、カザン大学歴史言語学部を1914年に卒業後、教授職を目指して研究に従事すべく大学にとどめられたが、1918年6月以降のコムチ政権によるカザンの支配を嫌ってウファに移り、ボリシェヴィキ側に立っての活発な文筆・社会活動を行った。その後、共産主義大学教授、共産主義アカデミー研究員、モスクワ大学教授などとしてめざましく活躍、多くの著作があるが、本稿との関わりでは弟についての叙述も含まれる『歴史家 С.А. ピオントコフスキーの日記』（*Дневник историка С.А. Пионтковского (1927-1934)*, Казанский государственный университет 2009）が注目される。1930年代に入ってから彼のめぐる様々な政治状況、裁判から処刑に至る経過などについては省略するが、その有罪判決については1956年7月16日付のソ連邦最高裁判所軍事部決定により取り消され、彼は名誉回復されている。

9) См. указ. *Дневник историка С.А. Пионтковского (1927-1934)*, стр. 55 и сл.

10) Там же, стр. 57.

ソ連邦の刑事立法の策定に積極的に関わり、とりわけ1958年の「ソ連邦および連邦構成共和国の刑事立法の基礎」および1960年のロシア共和国刑法典の起草を主導した。

その研究・教育上の功績から、彼は1968年ソ連邦科学アカデミー準会員(член-корреспондент)となり、また労働赤旗勲章、ロシア共和国学術功労者称号などを授与されている。国際的にも、国際刑法協会副会長、国際ヘーゲル学会会員として知られ、ワルシャワ大学名誉博士などとなっていた。

彼は1973年11月9日に亡くなり、モスクワのノボデヴィチ修道院の墓地に埋葬された。

学術的な貢献

主要な研究業績

ピオントコフスキーの公表した研究業績は広範囲で多数にのぼる。その主要なものとして、以下のものを挙げる事ができよう。

Преступление в социалистическом обществе, «Советское право», 1923, № 2 (5), стр. 2-32.

Меры социальной защиты и Уголовный Кодекс РСФСР, «Советское право», 1923, № 3 (6), стр. 12-52.

Уголовное право РСФСР : Часть общая, М. 1924.

Система особенной части уголовного права, «Советское право», 1926, № 2, стр. 43-63.

Марксизм и уголовное право. М., 1927, 160 с. (2-е изд. - 1929)

Советское уголовное право. Часть Общая. М., 1928. - 312 с.

Советское уголовное право. Часть Особенная. М., 1928. - 428 с.

Вопросы уголовного права в сочинениях В.И. Ленина, Харьков, 1930. - 431 с.

Уголовная политика Японии, М., 1936. - 229 с.

Уголовно-правовые воззрения Канта, А. Фейербаха и Фихте. М. 1940. - 192 с.

Уголовно-правовая теория Гегеля в связи с его учением о праве и государстве. М. 1948. - 367 с.

Учение о преступлении по советскому уголовному праву. М. 1961. - 667 с.

Учение Гегеля о праве и государстве и его уголовно-правовая теория. М. 1963. - 468 с.

Вопросы уголовного права в произведениях молодого К. Маркса // *К. Маркс о государстве и праве.* М., 1968.

Философия права Гегеля и марксизм // *Философия Гегеля и современность.* М., 1973.

Теория права и государства Канта // *Философия Канта и современность.* М., 1974.

これらのうち、刑法学者としてのピオントコフスキーの代表的な業績とされているのは、『ソビエト刑法における犯罪の教義』（1961年）であり、これはソビエト時代の刑法総論の問題（いわゆる犯罪論）にささげられた単独の筆者によるものとしては唯一の教程である。この本は後に、1970年に6巻からなる『ソビエト刑法教程』の第2巻として再出版されたが（ピオントコフスキーはこの6巻の講座の編集委員でもある）、帝政時代のロシア科学アカデミー会員タガンツェフ（Н.С. Таганцев）の有名な『刑法総論教程』（1902年）に比肩される古典的な著作である。また、カント、フォイエルバッハ、フィヒテ、そしてヘーゲルといったドイツ古典哲学の遺産を法科学のために分析した研究書も、彼の国際的な名声を確立する上で大きく寄与した。『カント、フォイエルバッハおよびフィヒテの刑法観』（1940年）、『ヘーゲルの法と国家に関する教義との関連における刑法理論』（1947年）ならびに『法と国家に関するヘーゲルの教義と彼の刑法理論』（1963年）がそれである。それら以外にも、ピオントコフスキーは、刑法学が直面する課題に常にタイムリーに対応し、ソビエト刑法学の最も重要な問題に関す

る学術的議論の大半に参加した¹¹⁾。

ソビエト国家の成立と刑法

ロシアの地において世界初の社会主義国家が成立したとき、その前には無数の困難な課題が立ちはだかっていた。当初、短期間の革命戦争を経て全世界的に社会主義的な政治権力の樹立が進むと予想した見通しが非現実的な楽観論であることが明らかになるにつれて、少なくとも当面はロシア一国で社会主義的な政治体制を維持して行かなくてはならないことが自覚され、戦争と社会変動に疲弊した経済の再建と国家機構の確立に向き合うことが求められた。それに対応して、革命直後に多くの理論家・実務家を捉えた“法と国家の死滅”論は否定あるいは将来の課題へと棚上げされ、国家機構と行政組織の自覚的な再建に取り組み、法制度の再整備が進められることとなった。象徴的な転換点となったのは、1921年春に始まる“新経済政策”，いわゆる“ネップ”への移行であった。

社会体制の根底からの変革に対応した新たな国家体制と行政機構の創出、そして法制度の再編は、いわば設計図なしに、それに関わる社会科学の諸領域の組織化とその展開に並行して進められたが、とりわけ新しい国家体制の確立とその権力作用の行使に関わる法律学の研究、旧体制を支えた法律学への批判と新たな法律学の創出は急務であった。

ピオントコフスキーが刑事法研究者として自己を形成・確立したこの時期、ソビエト国家の刑事法領域では、帝政ロシアの裁判所体系に代わって新たに登場した“地方裁判所”において殆んど唯一の裁判基準として“革命的良心および革命的法意識”が君臨した時期をこえて、1919年12月の司法人民委員部訓令「ロシア共和国刑事法の指導原理」を皮切りに、新たな刑法典への模索が始められていた¹²⁾。当初はむしろ消極的に、実生活にお

11) Огорелков Д. «Андрей Андреевич Пионтковский» (<http://www.lawtech.ru/wiki/piontkovskij-andrej-andreevich>) による。

12) 当時の問題状況について概観するものとして、上田・ソビエト犯罪学史研究(成文)

いて続発する犯罪現象への対処に必要な限りでの裁判制度であり、法規範であると捉えられていたそのような模索が、上述した“新経済政策”への転換によって政治的な制約を取り除かれ、一挙に加速されて、最初のソビエト型刑法典である1922年のロシア共和国刑法典の登場へと至るのであるが、そのような新たな政治体制に対応した新たな刑法典の創造は、当然のことながら、新たな犯罪類型の把握や刑事責任の基礎付けをはじめとして、総じて新たな刑法学を前提とするはずである。帝政ロシアの刑事制度と施策を支えた刑法学からの離脱と新しい刑法学の創造・展開が求められたのである。だが、この“ソビエト刑法”の創造に向けた取り組みは、熾烈なイデオロギー闘争の形態をとらざるを得なかったことに留意されなくてはならない——“戦略的な退却”とされていようと、これは旧来の法制度と理論の復活を許容する状況の到来を意味すると捉えた理論家群と、現状はあくまでも一時的な待機期間であり、求められているのは新たな権力構造の下のソビエト国家にふさわしい刑法であり刑法学であるとする理論家達との間での。若き日のピオントコフスキーは、クルイレンコ、ストゥーチカ、コズロフスキーといった実務家＝理論家達とともに、マルクス主義の刑法理論の探求とそれに基づく刑法的諸制度の創出に積極的に参加しようとした。

若きピオントコフスキーの研究成果を示す論文としては、1923年の雑誌『ソビエト法』に公表された「社会主義社会における犯罪」が最初のものである。彼はこの年モスクワ大学へと移籍したが、この論文はそれより前、1921年11月2日に彼がトルケスタン国立大学で行った刑法講義の開講講演を下敷きにしたものと注記されている¹³⁾。この論文では、刑法分野での“ブルジョア・イデオロギー”の影響に対し断固として闘うという意気

↘堂・1985年）、とくにその第1章を参照。

13) Пионтковский А.А., Преступление в социалистическом обществе, «Советское право», 1923, № 2 (5), с. 3.

込みが示され、その最初の作業としてここで取り組まれたのは、まず現実の犯罪現象に関わる社会学的資料、とりわけ犯罪統計の分析であった。それによって、資本主義社会における各種の社会的因子と犯罪との因果関係を明らかにし、その延長上に、経済的諸要因をはじめ社会的諸条件の根底からの変化を経た社会主義社会における犯罪の運命について、理論的な予測を行おうとするのである。したがって、論文では、まず1.資本主義社会における犯罪の範囲枠組みから始めて、2.資本主義社会における犯罪の直接的な要因、3.革命的な転換と犯罪の枠組み、4.プロレタリアート独裁と犯罪枠組み、5.革命的転換と犯罪の直接的な要因、6.プロレタリアート独裁と犯罪の直接的な要因、7.共産主義社会と犯罪、という順序で検討が進められることとなる。

論文の前半部(1.および2.)ではそのほとんどがロシア、ドイツ、オーストリア、ベルギーなどの20世紀初頭の時期の犯罪統計の紹介によって、資本主義社会における犯罪がそれらの国々の経済体制と勤労者の貧困にいかにか強く規定されていかに論証することにあてられており、ボンガー(A. Bonger)やズールスキー(M. Sursky:イサーエフの筆名)などの既存の研究に依存する部分も多く、ピオントコフスキー独自の理論展開は殆ど見られない。

そして、革命後の刑事司法については、旧体制の破壊の後に慌てて新しい刑法典を書くような誤りを犯すことなく、プロレタリアートの法意識に従った犯罪との闘争が進められるべきであり、その中で裁判所による自由な法創造を通じて新たな刑法システムが形成されていくと述べる。このプロレタリアートの階級的利害を反映する刑法における“犯罪の範囲”としては、次のものが挙げられている。<1>プロレタリアートの階級的支配を防衛する目的において刑法的強制を適用するために必要な構成要件(プロレタリアートの権力掌握の翌日から階級闘争が消失するわけではない)、<2>成し遂げられたプロレタリアート独裁の組織化と自己規律を目的として刑法的強制を適用するために必要な構成要件、<3>農民およびブルジョア

ジーとプロレタリアートとの経済的関係を基礎として生ずる犯罪構成要件（例えば未だブルジョア階級の存在するネップの下でも、プロレタリアートは階級的利益を擁護するために一連の犯罪に対処せねばならない）、<4> プロレタリアート独裁の国家装置の技術的作用を護るために刑法的強制を適用せねばならない犯罪構成要件（例えば職務犯罪や行政手続きに対する犯罪など）、そして<5> 一般刑法的な犯罪の構成要件（財産犯罪および人身に対する犯罪）である（3.）。

では、犯罪の要因という点では革命的な転換に伴って何が起きるか。ピオントコフスキーはマルクスによるパリ・コミューンの経験の描写（「もはや死体公示所に一つの死体もなく、夜盗もなく、窃盗もほとんどなくなった。じじつ、1848年の二月事件以来はじめて、パリの街々は安全になった。しかも、どんな種類の警察もないのにそうなったのである」¹⁴⁾）を引用しつつ、革命的転換が短期間のうちに成し遂げられた場合には勝利した階級の革命的熱狂が階級脱落分子である職業的犯罪者さえ捉えて、犯罪現象の低減が見られるであろうが、それが長期に及び複雑な経路をたどる場合には、打倒された階級の一員に対する不必要な行き過ぎた報復を含めて、犯罪の増大を伴わざるをえない、とする（4.および5.）。

その後のプロレタリアート独裁の時期の犯罪については、プロレタリア革命がかつてなく広範な生産関係の破壊と再構築を伴うために、生産力の衰退した時期とその上昇・発展期の二つの時期に分けての検討が必要だとする。反革命犯罪、経済犯罪、職務犯罪、一般刑法犯罪のそれぞれについて現状を分析し、それら犯罪のいずれもが、ソビエト国家における生産関係の再構築による経済状況の好転によって、その量的・質的な重要性を低下させ、深刻性を減じるであろうとしている。「プロレタリアート独裁の時期における犯罪現象の衰滅プロセスの速度は、資本主義的諸関係に取ってかわったプロレタリアート独裁の成熟の度合いと直接に相応するもので

14) 『マルクス＝エンゲルス全集』（大月書店版）第17巻325-326頁。

ある」, と(6.)。

そして最後に, 犯罪現象の衰滅のプロセスは, 社会主義社会の生産力の発展に伴って, 共産主義社会の高次の発展段階において実現されるであろうとの予想をのべて, ピオントコフスキーの論文は終わっている(7.)。

最初のソビエト刑法教科書

ピオントコフスキーがトルケスタン国立大学での刑法学の講義において, 以上のような開講講演, それ自体は史的唯物論を下敷きにした犯罪現象の変動についての一般的な解説であるが, それに引き続いて刑法理論を, どのような教材を用いてどのような体系に沿って論じたかは, 不明であるが, その内容を推測させるのは, 既にモスクワ大学に移籍した後の1924年に彼が刊行した刑法教科書である。

ピオントコフスキーの『ロシア共和国刑法・総論』(モスクワ, 1924年)は, 「刑法理論の基本的な問題をマルクス主義的に解明することを試みる」ものとされているが, その際, 「ブルジョア理論から, その教義の形式的要素のうち, ソビエト刑法のシステムにとっても技術的に好都合なものを分離し」利用することを, 最初に宣言している(「はしがき」¹⁵⁾)。

本書の第1部「犯罪に関する社会学的な教義」は, 端的に, 上掲した1923年の論文「社会主義社会における犯罪」の内容であり, まさに“開講講演”となっている。以下, 第2部が「犯罪との闘争手段」, 第3部は「犯罪に関する法律学的教義」, そして最後に第4部「刑法的強制の適用手続き」が置かれている。全体で235頁。

興味惹かれるのは犯罪論にあたる第3部である。この部は前半で「犯罪の一般的構成要件」, 後半で「犯罪行為の発現形式」が論じられる。まず注目されるのは, 犯罪論の中核に構成要件論が置かれ, それが以下のように, 帝政期のロシア刑法学において既に一般的な理解となっていた4要件

15) Пионтковский А.А., Уголовное право РСФСР : Часть общая, М. 1924.

論に立っていることである。この「一般的な犯罪構成要件には、犯罪の基本的な要素が含まれており、そのうちの1つでも欠ければ犯罪構成要件がない、あるいは犯罪がないということになる」、と説明されている。また、各要件の論述の順序も、主体・主観的条件が最初に取り上げられ、次いで客体・客観的条件という順序になっており、タガンツェフの教科書などと同様である。

第1章 犯罪の主体および客体

第2章 犯罪構成要件の主観的側面

1 責任の形式：故意および過失

2 責任形式に対する錯誤の影響

第3章 犯罪構成要件の客観的側面

1 人の行為としての犯罪

2 違法性、違法性を阻却する事情：法律の執行、権利の実現、拘束的命令の遂行、職務機能の遂行、被害者の同意

3 阻却する事情（続き）：正当防衛

4 阻却する事情（続き）：緊急避難行為

以上に続く後半部では、犯罪行為の発現形式として、これまた伝統的な理論枠組みに従って、次のような説明が行われている。

第1章 犯罪行為の発展の段階

第2章 共犯

第3章 犯罪の競合

最後の第4部「刑法的強制の適用手続き」では、ソビエト刑法の法典化のプロセスをなぞった上で、刑法の時間的・場所的効力、そして刑法規程の解釈の方法と類推解釈¹⁶⁾について説明し、具体的な刑法的強制手段の選

16) 「わが刑法典は、ブルジョア諸国の刑法典とは異なり、刑罰法規のある部分についての類推による解釈（犯罪の類推）を許容している。このことは刑法典第10条に明示されている」、とピオントコフスキーは類推制度を肯定的に、むしろソビエト刑法の先進性を示す

択とその執行の手続き、刑事責任の消滅事由が順次説明されている。

全体に叙述は簡単であり、他の刑法学者の所説との対比検討もほとんどなく、理論史的な解説も外国文献の引用も皆無に近い。

結局、ピオントコフスキーが「はしがき」において述べた「刑法理論の基本的な問題をマルクス主義的に解明する試み」は、経済発展とそれに規定された社会の階級的対立の犯罪現象への決定的な反映、個々の犯罪種類の動態へのその表れを明らかにする第1部における展開にとどまり、伝統的な刑法理論を超える「刑法理論の基本問題のマルクス主義的解明」がどのように行なわれ、どのような帰結に至ったかは、なお示されていない、と言うべきであろう。

1924年、ピオントコフスキーは教授の称号を得た。その後、1928年に彼は『ソビエト刑法』の総論と各論の教科書を刊行し、この時期の刑法理論に関する研究の集約点を示したが、ソビエト刑法学史の専門家であるシショフによれば、そこにおいて彼は、初めて、ソビエト刑法の立場から刑法理論の問題に光を当てる試みを行い、刑法と刑事政策との間に不可分の関係があることを示した、とされる。「われわれの時代におけるプロレタリア国家の刑事政策の理論的發展なしには、刑法のマルクス主義理論を語ることはできない」、とピオントコフスキーは書いている¹⁷⁾。また刑法規範の一定の社会的条件性に注目が払われた。「ソビエト刑法の法的發展は、関連する刑法規範の社会的内容を常に考慮しなければならない」¹⁸⁾。犯罪

↘すものとさえ、評価している。ただし、「類推規定」である刑法典第10条の適用は例外的に、「労農権力により樹立された新たな法秩序の基礎にとって明らかに危険であると判断される場合」にのみ許される、とする1922年6月8日付け司法人民委員部訓令をも引用している。См. Указ. соч., стр. 215-216.

17) Пионтковский А.А. *Советское уголовное право. Часть Общая*. М., 1928, с. 9. (цит. по: Шишов, О.Ф., Андрей Андреевич Пионтковский (1898-1973) // *Правоведение*, 1977, № 2. - с. 105-112)

18) Там же.

の原因には重大な注意が払われ、研究の社会学的側面は法的側面と組み合わせられ、統計資料が広範囲に提示され深く分析された。

『マルクス主義と刑法』

ピオントコフスキーの著書『マルクス主義と刑法』（モスクワ、1927年、第2版1929年）は、ソビエト刑法の原則的な問題につきマルクス主義の立場から検討しようとした論文集である¹⁹⁾。最初の版は「刑法理論上の若干の論争問題について」との副題が付され、短い序文に引き続いて最初の章では、「マルクス主義刑法理論の課題と内容」が正面から論じられる。ブルジョア社会におけるその課題が、基本的には、犯罪現象の根底に資本主義的社会構造があることを確証し、その枠内で犯罪を根絶しようとする試みの空想性を明らかにして、ブルジョア国家の刑事政策とそれを支える刑法イデオロギーの階級的根源を暴露することにあるのに対して、革命後のマルクス主義刑法理論の課題は、なお残存する犯罪現象とのプロレタリア国家の闘争に「行動の指針」を提供し、プロレタリアート独裁の様々な段階における犯罪との闘争の戦略と戦術の理論を明確にすることによって「プロレタリア国家の刑事政策を科学へと変える」ことにあるとする。したがって、「ソビエト刑法理論の内容は、刑法の諸問題の史的唯物論的な解釈や刑事政策の理論的研究に尽きるものではない」のであり、より積極的、実践的なものである。「刑事政策的な要求は、それ相応の立法的な刑法形態に表現されなければならない。現行の立法的な刑法規定は、しかるべき形で、実生活に導入されなければならない。刑事立法の構築とその実

19) Пионтковский А.А. *Марксизм и уголовное право*. М., 1927, - 2-е изд. М., 1929. 本書については、わが国でも戦前すでに井藤譽志雄弁護士の翻訳により紹介されている（『マルクス主義と刑法』（京都共生閣・1931年））。同書は翻訳の技術的水準もまた訳文の格調も高いものであるが、当時の出版事情のため広範囲に伏字を余儀なくされており、今日そのままに利用するには難があるところから、中山研一教授と共にその新訳に取り組み、公刊した（A.A. ピオントコフスキー著、中山研一・上田寛訳『マルクス主義と刑法』（成文堂・1979年））。

実践的適用のためには、立法的な刑法形態の構成と分析の技術に精通することが必要である」²⁰⁾。またその「技術」は、ブルジョア法律学から、その抽象的・形式的な「法律学的世界観」を排した上で、学びとり、立法者や裁判官の活動を合理化することに役立てねばならない、とされるのである。

以上のような課題設定に従って、以下、第2章で「産業資本主義期の刑法」が、第3章では「帝国主義期の刑法」が、それぞれの時期の社会・経済状態と政治的支配構造を背景として分析され、犯罪現象の動態とともに有力な刑法理論の変遷についても検討が行われている。とりわけ、帝国主義期の代表的な刑法理論である刑事社会学派を、その唯物論的性格については評価しつつ、それが犯罪原因の多元的な説明に終始し、生産関係と結びつけてブルジョア社会の階級構造との関連において捉えず、「超階級的」社会観から抜け出せていない点を批判する。この時代の刑法の本質は増大する犯罪現象からブルジョア階級を階級的に防衛するシステムの構築に向けた理論的試みであったにもかかわらず、あたかも全社会を防衛するかに語っていたのである、と。

それに対して「プロレタリア独裁期の刑法」(第4章)に関しては、「ソビエト刑事政策を科学へと変えること、すなわち犯罪との闘争におけるプロレタリア国家の戦略と戦術の理論的究明」こそが現代のマルクス主義刑法理論の課題であると、そのような課題に応える具体的な取り組みの一例として先の自身の刑法総論教科書(1924年)を挙げている²¹⁾。

だがここで注目すべきは、ソビエト刑法の直接にはパシュカーニス(E. B. Пашуканис)に代表される理解を批判する形で、ピオントコフスキーが展開して見せた「刑罰とは責任に対する公正な応報である」という「ブルジョアの刑法形態」克服にむけた取り組みである。すでに、成文刑法典への移行を明確に方向づけた「ロシア共和国刑法に関する指導原理」(司法

20) Пионтковский А.А. *Марксизм и уголовное право*, М., 1927, стр. 9-10. (邦訳, 6-7頁)

21) Там же, стр. 55-56. (邦訳, 46-47頁)

人民委員部訓令）が、犯罪は当該社会関係のシステムにとって危険な行為であり、刑罰はそれから社会を防衛するための手段であって、責任に対する応報でも贖罪でもなく、合目的なものであると宣言していたが、これに依拠しつつピオントコフスキーは、先の刑法教科書において表明した「類推規定」の許容に続き、刑罰についてもこれを社会の側からの合目的な防衛手段と捉えることによって、プロレタリア独裁期の刑法を犯罪現象に対する合目的な闘争の体系に変えることを主張するのである。これに対してパシュカーニスは、刑法を含むすべての法システムは、等価原理に基づく商品交換の形態を反映するものであり、したがって、これを簡単に合理化して、商品目録に示されていない商品をひねり出すような類推による犯罪の創出や、なされたことに対する責任非難に相応しない刑罰の適用は許されない、とする。「商品形態とそれから生み出される法の形態がその刻印を社会に押しつけているかぎり、すべての犯罪の重さが、なんらかの秤ではかれ、そして禁錮の月や年で表現されるという、実質的に、すなわち法律でない観点からすると馬鹿げた理念は、裁判の実際で効力もち実際の意義をもつことをやめないのである」²²⁾。これをとらえてピオントコフスキーは、パシュカーニスの理解に対し激しく反論する。「わが国の刑事立法は犯罪との直接的な闘争の分野におけるプロレタリア国家の“計画”である」として、責任に対する公正な応報という刑罰の位置づけの背後にある法律的平等と個人の自由の法的保障の要請はソビエト刑法には無縁であり、“法律に表示なければ犯罪なし”という原則も知らないと言い切るのである。これに反する、刑法の形式である公正な応報としての刑罰という原則があらゆる商品交換社会に常に存在すべきであるというパシュカーニスの理解は、まさにブルジョア法に対する物神崇拜以外の何ものでもない、と²³⁾。

22) Пашуканис Е.Б., *Общая теория права и марксизм*, 3-изд. М. 1927, стр. 125. (稲子訳196頁)

23) Пионтковский А.А., *Указ. соч.*, стр. 85 и сл.

このようなピオントコフスキーの主張には多くの問題点が含まれ、刑法史に関する一面的な理解に基づくと思われる論述も目立つのであるが、他方において本書は、マルクス主義の立場から刑法の基本問題に取り組もうとする意欲的な研究の結果であり、とりわけソビエト刑法がその内容においてのみならず、その形式においてもまったく新しいものだとする主張は、新生ソビエト国家の刑法を古いブルジョア法の束縛から解放し、この分野でのソビエト国家の取り組みの優位性を世界に向かって宣言しようとする熱烈な願望を示すものであった。この時期に同様の方向で問題に取り組んでいた一連の刑法研究者・実務家とともに、ピオントコフスキーは1925年7月に「革命的マルクス主義者としてのクリミナリストへ」という宣言²⁴⁾を公表しているが、その中では第一次世界大戦後の“ブルジョア刑事学者”の動向が分析され、その反動的部分の国際刑事学協会を反革命的用具として復活させようとする目論見に対抗して、革命的マルクス主義の立場に立つ刑事学者に「国際ソビエト刑事学者協会」への結集が呼びかけられている²⁵⁾。

二年後の1929年に刊行された『マルクス主義と刑法』の第2版では、初版の刊行後にピオントコフスキーが雑誌等に公表した論文が追補され、彼の主張がより詳細に展開されている。とくに、第2篇として採録されている「プロレタリア独裁期の刑法形態」は、ソビエト法研究所の刑法セクションが同時期に刊行した論文集『ソビエト刑事政策の基礎と課題』に寄せられた論文²⁶⁾であり、前述した彼の主張——ソビエト刑法はその内容に

24) «Правда» 7 июля 1925 г., № 152. この宣言には、クルイレンコ、イサーエフ、シルヴィント、エストリン、ヴィシンスキーなど、16名が署名していた。この宣言は『マルクス主義と刑法』に付録として採録されている。

25) 本稿において「刑事学者」との語は広義の刑法学者を意味している。リスト、プリンス、ハメルらにより1889年に設立された“Internationale Kriminalistische Vereinigung”を「国際刑事学協会」と訳すことが一般化していることから来るものである。文脈によっては「クリミナリスト」との語も用いる。

26) Пионтковский А.А., Форма уголовного права периода пролетарской диктатуры, «Основы и задачи советской уголовной политики», под ред. Е.Г. Ширвинта, М.-Л. 1929. 本書

おいてだけでなく、その形態においてもブルジョア刑法とは異なる——をあらためて詳細に展開したものである。さらにこの第2版には、「国際刑事学協会の復活」²⁷⁾、「エンリコ・フェリー（ファシズムと刑事実証学派）」²⁸⁾、「ファシズム刑法典草案」²⁹⁾の各論文が収められている。

ピオントコフスキーがこの時期に主要な課題として自己に課したのは、旧来の刑法とはその内容においてのみならず、形態においても異なる、新しい刑法としてソビエト刑法を位置づけ、そのような把握に反対する刑法理論を批判・克服することであった。彼もブルジョア法・刑法の形式、その解釈「技術」を利用することを主張するが、その方法はあくまでも階級的、本質的な基準に従うものであり、形式的な平等や均衡原則については予め排除されている。この点において彼の主要な批判の対象とされたのは、法一般が商品交換関係を淵源とする「等価原理」に基づくものであり、ソビエト法もその本質において「ブルジョア法」と異なるところはないとするパシュカーニスの法理論であった。1924年に刊行された主著『法の一般理論とマルクス主義』によって世界に知られたパシュカーニスは、当時は共産主義アカデミー（コム・アカデミー）の法セクションの主導的な理論家として、マルクス主義法理論の権威を体現する論者であっ

ㄨには、編者シルヴィントの他、エストリン、ピオントコフスキー、トライニン、イサーエフ、モクリンスキーの論文が収録されている。

27) Пионтковский А.А., Возрождение международного союза криминалистов, «Советское право», 1925, № 1, стр. 47-65.

28) Пионтковский А.А., Энрико Ферри. Фашизм и позитивная школа уголовного права, «Сов. Право», 1928, № 1, стр. 47-68. 論文では刑事実証学派とファシズムとの密接な関連について論じ、また1921年の「イタリア刑法フェリー草案」の内容とその性格、辿った歴史経過などについて説明しつつ、それが最初のソビエト刑法典である1922年ロシア共和国刑法典の淵源であるかに説く主張を批判している。論文では、また、ピオントコフスキーが1927年にローマでフェリー（E. Ferri）当人に会い、長時間懇談したことにも触れている。

29) Пионтковский А.А., Проект фашистского уголовного кодекса, «Советское право», 1928, № 5, стр. 31-55.

た³⁰⁾。その批判の重圧に対抗する目的をこめて、ピオントコフスキーはロシア革命の指導者であるレーニンの刑法思想の研究に力を注ぐこととなる。

ピオントコフスキーが1930年に公刊した『レーニンの著作における刑法の諸問題』³¹⁾という本は、刑法、刑事政策、犯罪との闘争などの問題について、それまでに知られていたレーニンのすべての発言を採取し収録したものである。本書の評価は難しい。たしかにレーニンは法学的な素養を持ち、一時期は弁護士として活動したこともある。したがって、何らか具体的に論じた際に、別の文脈において、たまたま犯罪や刑罰、刑法、刑事裁判などに触れたレーニンの文章を、彼の刑法思想として体系化することが全く無意味だとは言えないかもしれないが、しかし多くの専門的な法学文献において唐突に引用されたレーニンの一節によって任意の結論を権威付けようとするようなかつての習慣について、このピオントコフスキーの“著作”もその誕生に寄与したのではないか。ソビエト刑法学史の代表的な研究者であるシシヨフは、ピオントコフスキーへのネクロログにおいて、「本書はわが国におけるブルジョア法的な世界観との闘いや、刑事政策の分野におけるレーニンの思想のプロパガンダに重要な役割を果たした」と高く評価しているのであるが³²⁾。

30) 革命運動への関与を理由としてペテルブルグ大学法学部から退学処分を受け、ドイツのミュンヘン大学で学び法学博士号を取得したバシュカーニスは、革命後は内務人民委員部などで勤務していたが、1922年にストゥーチカ(П.И. Стучка)と共に共産主義アカデミーの法セクションを組織し、その副議長を勤めた。彼の詳細な経歴と法理論の特徴などについては、彼の『法の一般理論とマルクス主義』の邦訳書(日本評論社・1958年)における稲子恒夫教授の解説を参照。

31) Пионтковский А.А., *Вопросы уголовного права в сочинениях В.И. Ленина*, Харьков, 1930. 本書がスクリプニク(Н.А.Скрыпник, 当時はウクライナ共和国の教育人民委員)の序文を付してハリコフで公刊された経緯などは不明。

32) Шишов О.Ф. Андрей Андреевич Пионтковский (1898-1973), «Правоведение», 1977, № 2, стр. 106.

沈黙するピオントコフスキー

“新経済政策”による息継ぎの期間に内戦後の国民経済の一定の復興と社会的な安定を確保しえたソビエト国家は、1920年代の終わりから本格的な社会主義経済の建設にむけた大規模な社会的変動の時期に突入する。当時の世界情勢からも、ソビエト国家の経済状況からも、その必然性が説明されるこの変動であるが、もともと脆弱な経済的基盤をしか持たなかったソビエト国家で性急に強行された国民経済の計画化・工業化と農村の集団化のプロセスは、きわめて攻撃的で尖鋭な性格を帯び、“第二の十月”とさえ呼ばれるものとなった。そのような社会状況を背景に、法学を含め社会科学各領域では厳しいイデオロギー闘争が繰り上げられた。しかし、20年代半ば以降ソビエト国家の法学分野の最高の権威を帯びていた共産主義アカデミー法セクションの指導者パシュカーニスの法理論の展開とその自己批判、挫折の過程を軸として、30年代初頭の社会科学方法論の転換に並行したマルクス主義法理論の転換の諸過程と帰結については、すでに藤田勇教授の詳細な研究³³⁾があり、ここでそれに加えるべき検討作業を行う余地はない。ここで触れておかななくてはならないのは、ただ、ピオントコフスキーの刑法理論と関わるかぎりでの、この“転換”の一局面を構成した「二つの刑法典草案」をめぐる論争の経過と帰結についてだけである。

最初の「ソビエト刑法典」である1922年のロシア共和国刑法典は他のソビエト共和国（アゼルバイジャン、ウクライナ、白ロシア、グルジア、アルメニア）においてもほぼそのままに施行されたが、1922年末にそれら共和国の合意により連邦が形成されて以降、連邦国家における刑法典の在り方が模索される中で、連邦による基本原則（総則を中心とする）の下で各共和国がそれぞれの刑法典を制定するという方式がとられ、例えばロシア共和国の場合、1924年の「ソ連邦の刑事立法の基本原則」の下に1926年「ロシア共和国刑法典」が制定されていた。1928-1931年に広範囲の法理論家を巻

33) 藤田勇・ソビエト法理論史研究 1917-1938（岩波書店・1968年）、その他。

き込んで展開されたのは、この刑法典の在り方を含めた「刑事政策の決定的な改善」の課題をめぐる論争である。その経過と帰結については、以前に別稿において検討したことがあり³⁴⁾、ここではその詳細に立ち入らない。確認しておきたいのは、ただ、この時の「二つの刑法典草案」をめぐる論争においてピオントコフスキーが、国立犯罪学研究所長シルヴィント(E.Г. Ширвиндт)を代表者とするグループのメンバーとして、いわゆる“シルヴィント草案”の作成に加わっていたこと、そして共産主義アカデミーのソビエト建設および法研究所と協力して独特の刑法典草案“クルイレンコ草案”を作成したクルイレンコ(Н.В. Крыленко)たちとの激しい論争の結果、“シルヴィント草案”そのものと共にピオントコフスキー自身も、直接に厳しい批判の対象とされるに至ったことである³⁵⁾。

この時期の、刑法を含む法学領域全体の方向転換の一つの帰結点を示しているのは、1931年1月に開催された第1回全連邦マルクス主義者国家学者・法学者大会の決議であるが、決議では刑法分野における「左」右の日和見主義が非難され、あるべき刑法典の原則が示されている³⁶⁾。この大会以前、すでに1930年の段階で、「新旧のブルジョア的・法学的世界観」の担い手の一人として、「マルクス主義のヘゲモニーのための闘争」の対象として名前を挙げられていた³⁷⁾ピオントコフスキーに対して、大会ではパ

34) 上田・前掲書(注12)79頁以下を参照。

35) クライレンコ草案およびシルヴィント草案については、いずれも中山研一教授と共同して翻訳・紹介したことがある(『法律時報』1974年6月号、1980年1月号・2月号)。

36) この「第1回全連邦マルクス主義国家学者・法学者大会」は1920年代に多様に展開されたマルクス主義法理論を否定的に総括し、30年代後半以降の「ソビエト社会主義法学」へと転換してゆく画期を為すものであったと評価されている。基調報告を行ったのはパシュカーニスであった。Резолюции I всесоюзного съезда марксистов-государственников и юристов, принятые 7 января 1931 г. по докладам Е.В. Пашуканиса и Я.Л. Бермана, и также Резолюции секции уголовного права, принятые 7 января 1931 г. по докладу Н. Крыленко, «Вестник Коммунистической Академии», 1931, № 4, стр. 75-91. 参照、藤田勇・前掲書(注33)327頁以下。

37) 「法学的、すなわちブルジョア的世界観の新旧の支持者、しばしばそのブルジョア的な見解をマルクス主義の言い回しで覆い隠している者たち」の中にピオントコフスキーの

シュカーニスおよびベルマン（Я.Л. Берман）の報告に基づく主決議において、ソビエト刑法領域における基本的な問題との関連で、とくに「マルクス主義の装いをこらしたブルジョア社会学派」としてピオントコフスキーが名指しされていることが目を引くのである³⁸⁾。その具体的な批判内容は、クルイレンコの報告に基づく刑法セクションの決議に示されている。その決議では、「刑法の理論と実務の領域におけるマルクス・レーニン主義者のさしせまった課題は、2つの前線で闘うこと——右と「左」の日和見主義者と、そしてその間の右派・「左派」ブロックに対して——でなければならない。」とされた。ここで主要な危険と見なされたのは、ソビエト経済の質的变化を過小評価し、現状を「ネップの新段階に過ぎない」と評価しつつ、“革命的合法性”を固定的に捉えて、「法律がそれを規定しない限り、犯罪も刑罰もない」というブルジョアの・偽善的な原則ならびに「経済に商品形態が残っている間は、抑圧量の法律による指定も避けられない」と主張するような、右翼的偏向であり、その代表者であるヴィノクーロフであった³⁹⁾。だがこの決議において、より厳しい批判はむしろピ

↘名も挙げられ、それら「法学的世界観のあらゆる可能な形態に対する容赦ない闘いは、最も重要な課題であり、マルクス・レーニン主義のヘゲモニーのための闘いである」とされた。Ко всем работникам в области советского строительства и права (Обращение, принятое на учредительном собрании Общества марксистов-государственников), «Советское государство и революция права», 1930, № 7, стр. 186. この時期のソビエト法理論分野の全体的な問題状況ならびにこの「呼びかけ」の意義などについては、参照、藤田勇・前掲書（注33）、249頁以下。

38) 前掲（注36）79頁。「刑法においては、マルクス主義の装いをこらしたブルジョア社会学派（イサーエフ、ピオントコフスキー、トライニン、チェリツォフ-ペブートフ、パシェ-オゼルスキー）、あるいは明らかにブルジョア法学的な教義学や標識転換派の議論（リュプリンスキー、ジジレンコ、ポリャンスキー、シリャーエフ）が花盛りとなった（一部の共産主義者——シルヴァント、カナルスキー——からの支持を受けて）。

それと共に、犯罪と犯罪者に関する客観的な犯罪学研究という旗印の下に、ソビエトの地でロンブローゾの思想が復活し、刑法の生物学化が試みられた。」

39) ヴィノクーロフの刑法思想、クルイレンコなどとの論争を通じて争点とされた「厳格な構成要件」および「刑量指定」の問題などについては、上田・前掲書（注12）第2章を参照。

オントコフスキー等の「左翼」小ブルジョア急進主義に向けられている。

決議は刑事政策における「左翼」小ブルジョア急進主義の表れをとくに、「第一に、革命的合法性の過小評価と無視、プロレタリア国家の法律に対するニヒリスティックな態度、行政的“裁量”の広範な利用に、第二に、社会主義建設の過程におけるソビエト刑法の革命的役割の過小評価に、第三には、階級的な敵の抑圧のための機関としてのプロレタリア裁判所の無理解と直接的な過小評価、労働者大衆に規律と自己規律を根付かせるについての裁判所の積極的で革命的な組織的役割の不理解、そして最後に、第四に、直接的な階級的弾圧と暴力の方法を、富農層を含む敵対的階級に対してだけでなく中農ならびに労働者全般に適用すること」にあるとする。時に個々のコミュニスト(シルヴィントなど)からの擁護や援助を受けることもある、このピオントコフスキーらの「刑法における反マルクス主義的で深く敵対的な概念」に対する、非妥協的な闘いが呼びかけられるのである⁴⁰⁾。

このような厳しい批判と非難は、しかし一面において人を困惑させずにはおかない。何よりも、主要な危険とされた「右翼の偏向」の表れとみなされた「法律に規定なければ犯罪なし」原則の墨守や法律における「刑罰量指定」について、これを強く批判する大会決議の論理は、それら原則からの脱却こそが「形態においても新しい」ソビエト刑法の特質であるという、かねてからのピオントコフスキーの主張に沿うものである。かつてそのような理解を批判していたパシュカーニス等の共産主義アカデミーの理論家達が、ここでは全くピオントコフスキーと同様の主張を行い、しかし「革命的合法性の過小評価と無視、プロレタリア国家の法律に対するニヒリスティックな態度」をもってピオントコフスキーを批判するのである。このような展開をそのままに理解することはきわめて困難であり、当然にその背後に存在する諸事情の解明が求められることとなろう。だが、しかし当時のソビエト国家の状況を背景として法理論と社会科学の全体に進行

40) Указ. Резолюции секции уголовного права, принятые 7 января 1931 г. по докладу Н. Крыленко, «Вестник Коммунистической Академии», 1931, № 4, стр. 88.

した転換の全体像について、前述の藤田勇教授の研究に加えての、十分な検討を加えるだけの準備はない⁴¹⁾。

さらに付け加えれば、その転換の在り方——理論的な分岐と対抗をめぐり、各種の政治的なレッテルの貼り付けによって反論を封じ、“大会”の“決議”により論議を取束させようとするような対応——をも含めて、この当時のソビエト刑法学、より一般的に法学あるいは社会科学全体について、そこに絶対的な権威と正当性を誇ったマルクス主義イデオロギーとそれを体現した共産主義アカデミー＝共産党の存在とその活動方式を措定せざるをえない以上、その十分な検討には、本稿のような刑法学史的なそれとは異なる別個の研究作業が必要である。

この時期の刑法領域での激しい状況変化と自身に対する批判が、ピオントコフスキーに直接もたらした結果を明示する資料は参照できない。ソビエト刑法学史の専門家でありピオントコフスキーのネクロログの筆者であるシショフは、「20年代後半から30年代前半にかけて、一連の刑法学者の著作がソビエト刑法全般やその個々の制度に対してある種のニヒリズム的な態度を示していたとき、ピオントコフスキーはそのような試みの根拠の無さと有害性を、いつものように確固とした信念と原則主義をもって証明した⁴²⁾」と書いているが、どこまでの根拠を持つての断言であるかは疑わしい。むしろ事実として確認できることは、20年代半ばからの「プロレタリアート独裁期の刑法形態」に関する尖鋭な主張が「小ブルジョア的急進主義」のレッテルを貼られて蹴散らされ、しかしその他方で「各則なき刑法典」と呼ばれたクルイレンコ草案のような別異の急進主義がもてはやされるような、この時期のイデオロギー的な迷走状態に、ピオントコフスキーもまた巻き込まれていたということである。そしてまた、この時期以

41) そのような研究として、現時点では、藤田勇・前掲書（注33）がきわめて高い水準にあり、わが国においてもロシアでもその内容を超越する研究を見ない。

42) Шишов, О.Ф., Андрей Андреевич Пионтковский (1898-1973), «Правоведение», 1977, № 2, стр. 108.

降ピオントコフスキーが激しい理論闘争の舞台に登場することはほとんど無くなったということである。

年譜と著作目録から確認できるのは、彼がこの時期以降ソビエト刑法の性格付けをテーマとした研究の公表から遠ざかったということである。単純に説明することは困難であるが、その原因としては、上述のような厳しい批判により沈黙を強いられたことと考えるのが当然であろう。だが、それだけではなく、この時期におけるピオントコフスキー自身の政治的立場の変化もここに影響した、と推測することも許されるのではない⁴³⁾。

43) 公表された著述から明らかとなり、ピオントコフスキーは研究者・教員としての出発の当初から、その立脚点を唯物史観と共産主義思想を中心とするマルクス主義に置いており、初期の代表的な著作『マルクス主義と刑法』においても、その立場から刑法と刑事政策の基本問題を解明することが目指されている。そして、彼の叙述でも、随所においてボリシェヴィキ党ないし共産党への無条件の肯定と信頼が表明されている。その党のイデオロギー部門である共産主義アカデミーとの対立、それからの公的な非難が、ピオントコフスキーに与えた苦痛はわれわれの想像を超えるものだったであろう。その一端を歴史家である兄・セルゲイの日記における1930年春の記述から窺うことができる。「またしても階級闘争が沸騰し、信じられないような形になっている。私の崇高な弟であるアンドレイ・アンドレーエヴィチは今や純粋に階級的な敵として描き出されているが、彼はソビエト権力に完全に身を捧げ、他の体制を考えられず、他の体制を見たこともない男である。彼はメンシェヴィキと決めつけられ、教職を解かれ、すでに完成していた新しい本の出版も延期され、組版も散逸してしまった。つまり、階級闘争の生きたイデオロギー的な体现者としてこの若者は、連続的な打撃を受け、全滅を覚悟するに至っているのだ。この、プロレタリア独裁の反対者とうどう闘うかだけを考え、唯一の欠点は自分の考えを敢えて鋭く宣言したことだけである、階級の敵は、すでに事実上殲滅されている。彼が働いている研究所の最近の会議で、クルイレンコもアルチュエヒンも、彼は階級の敵ではない、学術的な仕事をさせるべきだと認めた。そして、この確認の直後、実際には翌日に、彼は大学から追放され、彼の本の組版はばらされてしまった。Дневник историка С.А. Пионтковского (1927-1934), Казань-2009, стр. 284-285. さらに別の日には次のような記述がある。「夕方、ユーシカ [アンドレイの愛称] のところに寄った。RANION [ロシア科学アカデミー社会科学研究所] の法研究所は閉鎖され、コム・アカデミーに移管されることなく自動的に縮小された。コム・アカデミーに鎮座するグループとユーシカの間には、数年前から喧嘩が絶えない。彼らは、パシュカーニスに代表される指導部の路線に反対するユーシカを非難する。そしてユーシカは、それがマルクス主義者の中での論争であると証明している。これまでのところ、この論争は、党員のグループが組織を牛耳る結果となり、当然、非党員を追い出すこととなっている。問題の全体像はユーシカが、党との意見の相違が、党

ドイツ古典哲学と刑法

1930年代を通じて、ピオントコフスキーはむしろ寡黙に教育者として活動していたと思われ、明らかにされているところでは、1923年以来モスクワ大学（その社会科学部の法学部門）において刑法学担当の教授であった彼は、1931年のソビエト建設と法学部の独立研究所への改組⁴⁴⁾の時からはその教授、次いでモスクワ法律学研究所の刑法学科長を務め（1950年まで）、戦後期を迎えた。

また30年代末、ピオントコフスキーはソビエト刑法の総論と各論の基準的な教科書の作成に積極的に参加した。この時の教科書作成に加わったのは、ゲルツェンゾンを代表に、メニシャーギン、オシェロヴィッチ、そしてピオントコフスキー自身であったが、前3者が全てピオントコフスキーの指導を受けた経歴を有することから判断されるように、この教科書は実

のマルクス主義者達が自らをブチブルジョアジーの代弁者と認め、彼をプロレタリア・イデオロギーの唯一の真の代表者であると認めるというような結果に到達することはありえない、ということを理解しようと望んでおらず、また、理解できないということである。Там же, стр. 294-295. しかし、われわれの意表をつくのは1930年4月20日の記述である。「私の二人の弟、ユーシカとイーゴリ [Игорь Андреевич Пионтковский (1902-1979), 病理生理学を専門とする医学博士、教授] は入党の申請を行った。まあ、どうなるか見てみよう。イーゴリは多分採用されるだろうが、ユーシカはわからない」。このセルゲイの予想通りに、アンドレイ・ピオントコフスキーの入党審査はかなりの紛糾し、セルゲイがコム・アカデミーのソビエト建設研究所のベルマン書記と談判に及ぶなどの経過をたどった末に、6月18日の日記によれば、「最終的には、良心に反する論文を書くことを条件に、採用された」。Там же, стр. 317, 325-326. 当時のソビエト国家における“共産党員であること”の意味はわれわれの理解の枠外であるが、1930年の段階でのこのピオントコフスキーの判断と行動、そしてその結果には、それが本稿でたどった31年大会を前後する時期と重なることから、興味深いものがある。

- 44) 全連邦執行委員会の1931年4月20日決定「ソビエト建設の活動者要員の養成と再教育の方策について」により、モスクワ、レニングラード、サラトフ、イルクーツクおよびカザン各大学からソビエト建設と法学部を廃止し、それらを独立の研究所に改組することが決定された。それに引き続いて、モスクワのソビエト法研究所の組織に関するロシア共和国司法人民委員部の規程が作成され、初代の所長としてストゥーチカが任命された。同研究所は1935年にモスクワ法律学研究所に改称された。См. *Очерки по истории юридических научных учреждений в СССР* / Отв. ред. В.М. Курицын, А.Ф. Шибанов. — М. 1976.

質的に彼の主導下に編集されたものである。この教科書は1938年に出版され⁴⁵⁾、翌年の再版以降第6版まで発行された。

この時期に公表された研究として注目されるのは、1934年に公表された『英領インドにおけるイギリス帝国主義の懲罰政策』⁴⁶⁾および1936年に公開された『日本の刑事政策』⁴⁷⁾である。ここでは、ピオントコフスキーの学問関心の広さと情報収集・分析能力の高さが遺憾なく発揮されているが、とくにわれわれにとって興味惹かれるのは後者である。そこで多く用いられているのは、大日本帝国政府がフランス語、英語などで公表していた統計資料、主要法令、その他の一次資料をはじめとして、さらにドイツ語およびロシア語を含めて日本人研究者が外国語で発表した各種文献(刑法学者として多く引用されているのは、草野豹一郎教授、不破武夫教授、大場茂馬教授などのドイツ語論文であるが、植民地政策との関係で、ロシア語訳された矢内原忠雄教授の論文も頻繁に引用されている)、そして各国の先行研究であるが、それらを自在に活用して、ピオントコフスキーは日本の刑事立法と刑事裁判、刑事政策について歴史的概観と現状の説明を提供している。また特徴的なのは、本書が日本の軍刑法および植民地における刑事政策の概要についても説明していることである。当時のソビエト国家の日本に対する警戒と表裏する関心の高まりが、ピオントコフスキーをして本書の執筆へと向かわせたものと推測されるが、これに続く日本の刑事法および刑事政策に関する研究の痕跡は見られない。

先にも触れたとおり、ピオントコフスキーは1939年に全連邦法律学研究所において論文「カント、フォイエルバッハおよびフィヒテの刑法観」に

45) *Уголовное право, общая часть*, М., 1938.

46) Пионтковский А.А., *Карательная политика английского империализма в Британской Индии*, М., 1934.

47) Пионтковский А.А., *Уголовная политика Японии*, М., 1936.

よって博士学位を授与されている。この学位論文は同研究所の研究叢書第1巻として1940年に公刊されているが⁴⁸⁾、ここに示されているとおり、ピオントコフスキーは遅くとも1930年代半ばには、ドイツ古典哲学の傑出した代表者であるフィヒテ、カント、ヘーゲル等の哲学と刑法理論とに関心を向けていた。その研究の中間的な取りまとめとして、カント、フォイエルバッハおよびフィヒテの学説を刑法に関連付けて検討することがこの博士論文の主題であった。

この方向での研究は、戦中・戦後を通じてピオントコフスキーの主要なテーマの一つであった。とりわけ、彼が1947年に発表した『その法と国家に関する教義との関連におけるヘーゲルの刑法理論』⁴⁹⁾は刑法学界の大きな関心呼んだ。ピオントコフスキーは、ヘーゲルの法哲学を彼の哲学体系全体の枠組みの中で考察しようとしたため、ヘーゲルの『法の哲学』に加えて、ヘーゲルの国家と法の理解とは直接に関係のないように見える著作も検討した。ピオントコフスキーは、ヘーゲルの法哲学をヘーゲル観念論哲学全体の主要命題と突き合わせ、批判的に検討し、進歩的および保守的な政治的見解を明らかにし、ヘーゲルの学説の内部矛盾を明らかにした、とされる。このモノグラフィーについてイサーエフは、ドイツの偉大な哲学者の刑法上の見解をこれほど深く包括的に研究した国内外の著作はないと指摘したが、本書が1960年および1969年にドイツ語訳されてベルリンで刊行された際に、ドイツ民主共和国の学界や雑誌等で高く評価されたことから、それは必ずしも誇張ではないであろう⁵⁰⁾。著名なハンガリー

48) Пионтовский А.А., Уголовно-правовые воззрения Канта, А. Фейербаха и Фихте. — Учен. труды ВИЮН., Вып. 1. М., 1940.

49) Пионтовский А.А., *Уголовно-правовая теория Гегеля в связи с его учением о праве и государстве*, М., 1947. ドイツ語訳がレクシャス教授 (Prof. Dr. John Lekschas) の序文をつけて1960年にDDRで公刊されている。Hegels Lehre über Staat und Recht und seine Strafrechtstheorie / von A.A. Piontkowski. 16年後に新たに改訂された版が刊行されたが、これもドイツ語訳が行なわれた。*Учение Гегеля о праве и государстве и его уголовно-правовая теория*, М., 1963 (перезд. — 1993, пер. на нем. яз. — Берлин, 1969)

50) ドイツ語訳されたことでわが国の刑法学者の中にも本書の読者を得た。例えば参照、➤

の法哲学者サボー・イムレ (Сабо Имре) は、「ピオントコフスキーの本の出版は、マルクス・レーニン主義の国家と法の科学にとって重要な貢献である」、と評価している⁵¹⁾⁵²⁾。

哲学領域での造詣を下敷きにピオントコフスキーは、ソビエト刑法学において初めての、刑法における因果関係という深刻で複雑な問題に取り組む研究者となった。

すでに刑法総論に関する最初の教科書では、一般的な哲学的立場から因果関係の研究にアプローチしようとしていた。と同時に、彼はそこでは、“conditio sine qua non” 理論が刑法における因果関係に対する唯物論的な見解の表現であるとの理解に立っていた⁵³⁾。

その後、ピオントコフスキーは刑法における因果関係の問題を詳細に研

小野清一郎「ソヴェト刑法学者によるヘーゲル法哲学の再認識——ピオントコフスキーの近著を読んで——」ジュリスト244号(1962年2月)。

51) Сабо Имре, Ценное исследование о гегелевской философии права, «Советское государство и право», 1965, № 4.

52) しかし、ピオントコフスキーが1948年に本書を少数出版した際には、むしろ彼を非難する声——ソビエトの学生に有害なブルジョア的な思想を広めた——が上がり、彼は刑法学科の長を解任され、モスクワ国立大学を解雇された、と伝えるものもある。См. напр. https://dic.academic.ru/dic.nsf/enc_biography/101044/Пионтковский しかし、ピオントコフスキーは1931年以降モスクワ大学ではなくモスクワ法律学研究所に所属し、当時はソ連邦最高裁判所の判事だったはずであり、これはにわかには信じがたい情報である。

53) ピオントコフスキーは1924年の刑法総論教科書において、「因果関係の問題は、ブルジョア刑法の理論の中で最も混乱した問題の一つである」として、「唯物論的には、因果関係とは、自然界の現象と社会生活との間の客観的、外在的なつながりである」以上、conditio sine qua non の理解が正当であるとしている。また、次のように説明している。「人の行為が犯罪結果の原因となるのは、犯罪の主体の行為によって直接引き起こされた場合(例えば、致命傷を与えて人を死なせた場合)だけでなく、ある特定のケースに存在する特別な条件によって結果が生じた場合(例えば、最近発症していた脳疾患のために致命的な結果となった打撃による死)や、他の人の介入あるいは自然の力によっても起こり得た場合(例えば、Aに軽傷を負わされたBが医師の過失による敗血症で死亡した場合や、Aに傷を負わされたBが治療を受けていた病院で火災に遭い死亡した場合など、Aの行為とBの死亡にも因果関係がある)もそうである」。Пионтковский А.А., Уголовное право РСФСР : Часть общая, М. 1924, стр. 147-150.

究し、いくつかの独創的な理論⁵⁴⁾を打ち出し、多くのソビエトの刑法学者がこれを採用した。それによれば、因果関係の問題は弁証法的唯物論の観点から研究されるべきであり、原因と結果、可能性と現実性、偶然と必然といった弁証法的唯物論のカテゴリーに基づいて解明されなくてはならないのである。そこから彼は、刑事責任は犯罪的な結果を必然的にもたらしたところの人間の行為についてのみ問題となるという立場をとるのである。彼の意見では、行為と結果との間の条件関係が存在することを前提として、偶然的なつながりとは異なり、その間に必然的な因果関係があると判断するには、実際に起こった結果が当該の者が行った行為によって決定的、必然的に起こりうる結果であるかどうかを見極める必要がある。問題となっている行為と結果の間に刑法上必要な因果関係は、その発生がまさに必然的であり、合法的なものであることの確認によって、その存在が認められる。ピオントコフスキーはこの概念を守り、30年以上にわたって一貫してその学説に対する批判に反論し、その優位性を主張した⁵⁵⁾。

刑法理論家としてのピオントコフスキー

因果関係の問題と共に、ピオントコフスキーが初期の自分の考え方を撤回したもう一つの重要な問題は、類推制度に関する理解である。

1920年代のソビエト刑法学の形成期において重要な役割を演じた問題の一つが、刑法的な犯罪の概念と密接に結びついた“類推”についての理解

54) 手許の文献によって確認できるのところでは、ピオントコフスキーは1948年2月の「共産党宣言」100周年記念の学術集会での報告において、*conditio sine qua non* 理論を機械的唯物論に基づくものだと否定し、弁証法的唯物論に立つ「必然性と偶然性の理論」こそが正しいと主張している。См. Пионтковский А.А., *Проблема причинной связи в праве (Стенограмма доклада) // Материалы научных сессий, посвященных столетию «Манифеста Коммунистической партии», февраль 1948 г.: Ученые записки / Всесоюзный институт юридических наук Министерства юстиции СССР; Военно-юридическая академия Вооруженных Сил СССР, М. 1949, стр. 70-93.*

55) ピオントコフスキーの因果関係論については、中山研一・因果関係（有斐閣・1967年）86頁以下に詳細な検討がある。

であった。最初の刑法典であるロシア共和国1922年刑法典には類推に関する規則が置かれていたことが知られるが、その理由については法案説明に際して司法人民委員クルスキーが述べたように、端的に、可能なすべての形態の刑事犯罪を刑法典で規定することはできなかつたため、とされていた。

ピオントコフスキーは当初、ソビエト刑法典への類推制度の採用について、むしろ積極的な評価を示していた。彼は1924年の教科書においては、「類推の許容性」を述べ、「革命的合法性の原則を損なうこととなる、明らかにその意味に反するような刑罰規定の要件の拡張解釈に、裁判所が頼る必要がなくなる」ことを挙げて、その必要性を説明していたにとどまる⁵⁶⁾。しかし、1927年の『マルクス主義と刑法』などでは、むしろ類推制度の採用を、その内容においてのみならず形態においても新しいソビエト刑法の優位性を示す一つの特徴として数え上げていたのである⁵⁷⁾。

そのピオントコフスキーが、30年代のどの時点でか考えを変え、類推制度に反対の立場に移行した⁵⁸⁾だけでなく、その主張を公にしたことが確認できるのは、新しい刑法システムの作成が議論され始めた1939年の初頭、全連邦法律学研究所において開催された第1回学術会議における彼の発言からである。この会議では類推制度を刑法典から除外する問題が提起された。ピオントコフスキーはじめ多くの会議参加者の認識では、類推による刑罰法規の適用は社会主義的合法性の侵害を伴うというものであった⁵⁹⁾。

56) 前注16参照。

57) Пионтковский А.А., *Марксизм и уголовное право*, М., 1927, стр. 78 и сл. (邦訳, 65頁以下)

58) 最後の著作となった『刑法学史』中の「ソビエト刑法総論の発展」でピオントコフスキーは、革命後の諸条件下で肯定的・積極的な役割を果たしてきた類推規定であるが、30年代半ばのソビエト国内における階級敵の一掃された状況、裁判実務の経験の蓄積などを踏まえれば、その必要性が無くなったと判断されるだけでなく、かえって有害な運用も見られるようになっていた、と説明している。*Уголовное право. История юридической науки*, Отв. ред. Кудрявцев В.Н., М. 1978, стр. 39-40.

59) См. Наумов А.В., *Уголовно-правовые и криминологические взгляды А.А. и А.А. ♂*

が、当時の社会状況を念頭に置けば、ピオントコフスキーがそのような主張を公表するには絶大な勇気が必要であったであろう。1937-1938年をピークとする「大粛清」が終息に向かう兆しは未だ判然とせず、個人的にも1937年に反革命テロ活動に参加したとの容疑で有罪とされ銃殺された兄、セルゲイ・アンドレーエヴィッチの運命が彼の脳裏にめぐらなかつたはずはない。また、刑法学者全体の間での類推制度の存在に対する対応も一致していなかった⁶⁰⁾。全連邦法律学研究所の執筆者グループにより作成された1938年の『ソビエト刑法 総論』教科書でも、関係する章の執筆担当者であったトライニンによって、ソビエト刑法における類推制度の正当性と必要性が積極的に主張されていた⁶¹⁾。

だが、その10年後の1948年に刊行された『ソビエト刑法 総論』教科書では、ソビエト刑法の発展の初期における類推制度の肯定的な役割に言及した上で、「スターリン憲法が制定され、スターリンの指摘するように法律の安定性が過去のどの時期よりも必要とされる時代には、ソ連邦の刑法典から類推制度は除去されるべきだ」として、何人も法律の明確な根拠な

↘ Пионтовских – представителей казанской школы уголовного права, *«Научное возрождение профессоров Пионтовских (отца и сына) и современная уголовно-правовая политика»*, М., 2014, стр. 12. 現時点では全連邦法律学研究所において開催された第1回学術会議の報告書を参照し得ていないため、同会議に関する記述はピオントコフスキー（前注58）およびこのナウモフ論文による。ただし、ロシア連邦国立図書館の書誌などから判断するに、随所で1938年1月とされる同会議の開催期日は、1939年1月27日～2月3日である。

60) 会議において類推制度の廃止を主張したのは、ゲルツェンゾン（А.А. Герцензон）、イサーエフ（М.М. Исаев）、ロマーシキン（П.С. Ромашкин）、ラブチュエフ（А.В. Лавтев）、レフシン（А.И. Левшин）、そしてピオントコフスキーであった。それに対して強く反発したのはソ連邦検事総長ヴィシンスキー（А.Я. Вышинский）であったが、彼以外にもこの段階で類推制度の存続を主張していた者として、チヒクヴァーゼ（В.М. Чихиквадзе）、マニコフスキー（Б.С. Маньковский）、シャルゴロツキー（М.Д. Шаргородский）、トライニン（А.Н. Трайнин）、メニシャーギン（В.Д. Меньшагин）などがあげられる。См. Курсаев А.В., Принцип недопустимости применения уголовного закона по аналогии, *«Юридическая техника»*, 2020, № 14, стр. 462.

61) *Уголовное право, общая часть*, М. 1938, стр. 236-240. 論旨を補強するために援用されているのはヴィシンスキー（当時はソ連邦検事総長）の文章だけである。

しに刑事責任を問われ、処罰されることがあってはならない、とする多くの論者の主張を紹介しつつ、類推制度を規定する現行法の厳格な適用の条件を説明している⁶²⁾。

ソビエト刑法における類推についての議論は、第二次世界大戦の終結、スターリンの死、そして第20回党大会を経て1958年に制定された「ソ連邦および連邦構成共和国の刑事立法の基礎」において、類推規定が削除されたことによって決着がつけられた。この刑事基本法の改正作業は、それが30年代以降の個人崇拜と大粛清の及ぼした深刻な事態の克服という課題に直結するところから、ソ連邦共産党機構挙げての努力が傾注され、ソ連邦検察庁、最高裁判所、閣僚会議法律委員会、刑法学者を動員しての大掛かりなものとなったが、その指導的な理念を提示したのは明らかにピオントコフスキーであった。この「刑事立法の基礎」では、刑事責任の基礎は刑罰法規に規定された構成要件の全ての徴表を含む行為の実行であるとされ(第7条)、刑罰の威嚇の下に刑罰法規によって禁じられた社会的に危険な行為(作為もしくは不作為)の有責な実行(第8条)のみが犯罪であると明示されたのである。

またこの時期には、犯罪行為の準備、すなわち予備行為の処罰範囲についての議論が法学関係の雑誌等でたたかわされた。ピオントコフスキーは、ドゥールマノフ(Н.Д. Дурманов)、ツェレチェリ(Т.В. Церетели)その他と共に、予備の処罰を法律に規定された特別な場合のみに限定することを提案していた⁶³⁾が、「刑事立法の基礎」や1960年のロシア共和国刑法典の草案をめぐる議論では刑法学者の間に争いがあり、結果的に予備と未遂の一般的な処罰規定が残された⁶⁴⁾。だがピオントコフスキーは、その後の

62) 執筆分担者はゲルツェンゾンであるが、スターリンの権威を利用しつつ、類推制度を批判する論旨が当時の政治状況を反映している。Уголовное право, *общая часть*, М. 1948, стр. 244-250.

63) Пионтковский А.А. Основные вопросы проекта Уголовного кодекса СССР, «Социалистическая законность», 1954, № 1, стр. 33.

64) たとえば1960年のロシア共和国刑法典15条は「犯罪の予備とは、手段もしくは用具を

1961年の『ソビエト刑法における犯罪の教義』でも、予備行為の一般的な処罰を廃止すべきとし、新しい刑事立法においては予備の処罰を刑法典各則においてとくに規定された場合に限ることを具体的に提案していた⁶⁵⁾。

これらの尖鋭な論点についてのピオントコフスキーの対応は、見られるとおり、20年代の論文等に明瞭に示されていた戦闘的な姿勢からは大きく転換した、市民的な自由と民主主義を重視する「社会主義的合法性」の原則を強調するものである。それらはこの間の彼の研究の進展を反映するものであると同時に、ソビエト社会の変化とそれに対する彼自身の対応とも相応していた。

その他のソビエト刑法理論上の研究課題に関するピオントコフスキーの貢献については、シシヨフの記述に従って、以下のように要約的に示すこととする⁶⁶⁾。

ピオントコフスキーは、ソビエト刑法における責任（вина）の唯物論的理解を一貫して提唱しており、ブルジョア刑法学に源流を持つ、いわゆる“責任の評価理論”をソビエト刑法学に移入しようとする試みに対し、それが社会主義的合法性を強化する目的とは相容れないとして強く反対した⁶⁷⁾。責任とは純粹な心理学的概念ではなく、国家が社会的に危険とみなす行為の主観的側面を表す社会政治的カテゴリーである、というピオン

ゝ探したり用意したり、その他犯罪の実行のための条件を故意に作り出すことをいう。」とし、未遂と同様に、刑法典各則の各条に規定する犯罪に対する刑罰を科される、としていた。

65) Пионтковский А.А. *Учение о преступлении по советскому уголовному праву*, М. 1961, стр. 509.

66) Шишов, О.Ф., Андрей Андреевич Пионтковский (1898-1973), «Правоведение», 1977, № 2, стр. 105-112. この論文がほぼ唯一のピオントコフスキーへのネクロログである。

67) “責任の評価理論”の代表的な提唱者ウチェヴスキー教授（Утевский Б.С., *Вина в советском уголовном праве*, М. 1950.）に対するピオントコフスキーの批判については井上祐司教授による紹介と検討がある。井上祐司「ソヴェト刑法における過失」法政研究（九州大学）25（1959年）293-308頁。

トコフスキーの主張は、ソビエトの刑法学者の大多数に支持されていた。彼によれば、「ある者の犯罪を実行したことについての責任は、司法当局によって認められるか否かにかかわらず、現実に存在する」⁶⁸⁾のである。

ピオントコフスキーの学問的関心の幅と研究の深さについて言えば、彼がソビエト刑法にとどまらず、法の一般的理論、何よりもその方法論的な問題の発展に貢献したことを見逃すことはできない。ピオントコフスキーは、ソビエト法学の方法論的問題を最初に展開した一人である。1946年に出版された彼の著作「現行法研究の方法論にむけて」は、今日までその妥当性と学術的価値を失っていない。その重要性は、法の方法論的基盤の深い哲学的分析にあるだけでなく、法の方法論の問題にソビエトの法学者の関心を引きつけたという事実にもある。ピオントコフスキーは、ブルジョア法律家による個々の法的定義の混乱に対抗して、ソビエト法学における法的概念の明確な定義を確立する必要性に真剣に注目した。著者は、法現象の研究がマルクス主義弁証法の法則とカテゴリーに基づいて行われる必要性を説得的に示し、実証し、特別の社会現象としての法の知識への適用の方法を明らかにした。彼は、「方法論的な問題は、われわれの法科学の基本的な課題である、実務に正しく適用するための社会主義法の研究を行う上で、非常に重要である」、と強調した⁶⁹⁾。

ピオントコフスキーは、その後も法学方法論の問題に注意を払っていた⁷⁰⁾。

50年代から60年代にかけて、ピオントコフスキーは、法と社会主義的合法性の理論の問題をテーマにした一連の論文や共同著作の章を書いている⁷¹⁾。ピオントコフスキーの社会主義法と合法性に関する著作には、社

68) Пионтковский А.А., Против извращения понятия вины по социалистическому уголовному праву, «Социалистическая законность», 1952, № 1, стр. 9–10.

69) Пионтковский А.А., К методологии изучения действующего права, «Учен. записки ВШУОН», Вып. 6, М. 1946, стр. 17–59.

70) Пионтковский А.А., Юридическая наука, ее природа и метод, «Советское государство и право», 1965, № 7, стр. 73–82.

71) См.: Пионтковский А.А., К вопросу о взаимоотношении объективного и субъективного права, «Советское государство и право», 1958, № 5, стр. 25–36; К вопросу об изучении ↗

会主義社会における合法性と個人の権利の保護との間に不可分の関係があるという考えが一貫している。法の支配の厳格な遵守は、個人の全面的な発展のための広大な地平を開く。ピオントコフスキーは、人道と正義の擁護者であり、わが国の犯罪の原因を徹底的に研究し、その迅速な撲滅の必要性を最初に提言した人物の一人である。関連して、例えば、1948年に出版された『ニュルンベルク裁判における実体刑法の諸問題』という興味深い著作があることも指摘されるべきであろう⁷²⁾。

ピオントコフスキーは複数の外国語に精通していたため、外国の法律学の問題にも自由に対応できた。早くから様々なブルジョア理論や刑法の教義を批判する問題に真剣に取り組んでいたが⁷³⁾、50年代の終わりからは、多数の現代外国刑法文献の翻訳出版が、彼の監修のもとに進められた。また彼は、ソ連邦以外の社会主義国の刑法学者や西側の進歩的法学者の多くの著作をロシア語に翻訳し、刊行することに着手した一人でもあり、それら著作にそれぞれ序文を寄せている。それらの中には、レンネベルグ (Joachim Renneberg), レクシャス (John Lekschas), フランチシェク・ポラチェク (František Poláček), マルク・アンセル (Marc Ancel) など著名な学者の著書が含まれている⁷⁴⁾。

↘ общенародного права, «Советское государство и право», 1962, № 11, стр. 15-25; Укрепление социалистической законности и некоторые вопросы теории советского права, «Вопросы философии», 1955, № 1, стр. 17-27; Социалистическая законность в период строительства коммунизма, В кн.: *Проблемы советского социалистического государства и права в современный период*, М., 1969, стр. 243-278 и др.

72) Пионтковский А.А., *Вопросы материального уголовного права на Нюрнбергском процессе*, М. 1948.

73) ピオントコフスキーがドイツなどに留学して、その地でいずれかの研究者の指導を受けたなどの事実を確認することはできない。さしあたり明らかなのは、彼が1927年の夏、ローマにエンリコ・フェリー教授を訪問して長時間懇談したのが、「私の学術的な国外出張の際」であったと報告されていることだけである。См. Пионтковский А.А., Энрико Ферри: Фашизм и позитивная школа уголовного права, «Советское право», 1928, № 1, стр. 49.

74) Реннеберг Йохим. *Объективная сторона преступления*, М., 1957; Лекшас, Ион. *Вина как субъективная сторона преступного деяния*, М., 1958; Полячек, Франтишек. *Состав преступления по чехословацкому уголовному праву*, М., 1960; Ансель, Марк. *Новая ↗*

ピオントコフスキーをどう読むか

霧の中の巨人、時おりに霧が晴れて、その若く精力的な刑法学者の姿を見せ、あるいは老練な指導者・編集者の姿を現すが、しかしどの場合もその足元は見えない——⁷⁵⁾

ピオントコフスキーは1973年11月9日、1955年以来所属していた科学アカデミー国家と法研究所の教授として、亡くなった。それは、第二次世界大戦での勝利、1956年に始まるスターリン批判を経て到達したブレジネフ時代のことであるが、この時期は経済発展の不振と社会構造の固定化の傾向から、時に「停滞の時代(эпоха застоя)」と呼ばれるが、他方ではソ連邦の歴史上はじめての、国内の動乱も、飢餓も「肅清」も無い、安定した時期であった。同時にこの時期には、「中ソ論争」やイタリア共産党・スペイン共産党などの「ユーロ・ Kommunismus」の潮流の顕在化により表面化した、マルクス主義の多元化とも呼ぶべき動きが明確となっていたことも、忘れてはならない。それは、1921年に始まる刑法研究者・教育者としてのピオントコフスキーの思考にも活動にも影響せずにはおかなかったは

↘ *социальная защита (Гуманистическое движение в уголовной политике)*, М., 1970.

75) 諸資料によってもまだ明らかにならない多くの点が残っている。例えば、父ピオントコフスキー教授との関係については彼自身によっても語られず、周辺者からの情報も参照できない。また、カザン大学法学部および卒業後の研修において彼が誰の指導を受けたのかも不明である。さらに、唐突な23歳でのトルケスタン大学への派遣の経過と2年後のモスクワ大学法学部への移籍という動きにまつわる事情も知りえない。ピオントコフスキーのきわだった外国語能力の高さ、ドイツ古典哲学との接点、その学習・研究の経緯なども興味惹かれる点である。

団藤重光博士は1966年の秋、モスクワの国家と法研究所を訪問した際にピオントコフスキーに会っているが、「白髪でロイド眼鏡の奥に鋭い眼光を秘めた精かんそのものといった人物である」、との印象を書き留めている。団藤重光・刑法紀行(創文社・1967年)505頁。博士はそこで、ピオントコフスキーからフランス語で話しかけられたのだが、同席した研究者等との関係で、通訳を介してのロシア語での論議となったため、不十分な意見交換に終わったことを残念だと書いている。

ずである。

ソビエト刑法は伝統的な刑法理論（「ブルジョア刑法」）が無意識のうち
に、あるいは意識して、無視ないし隠蔽してきた諸点、とりわけ階級性原
理を公然と刑法に持ち込んだことにより大きな衝撃を与えた。その宣言的
な文書が、1919年12月12日のロシア共和国司法人民委員部決定「ロシア共
和国刑法の指導原理」である。そこでは、旧体制の法は支配階級（「ブル
ジョアジーおよび地主」）がその利益において社会関係を維持するための規
範の体系として否定され、それに代わって、プロレタリアートがその階級
敵との闘争の経験を集約し、合理化するための「自己の階級敵を抑圧する
規則」を作り出すことがうたわれている。具体的にソビエト刑法の課題
は、「資本主義から共産主義への過渡期であるプロレタリアート独裁の時
期において、支配階級へと組織された勤労大衆の利益に照応する社会関係
の体系を抑圧手段によって保護すること」とされ（第3条）、犯罪と刑罰は
そのような「社会関係の秩序」の「侵犯」とそれを保護するための「強制
的感化手段」とされていた（第5～8条）。起草者たちの刑法観をより明確
に示すのは、刑罰手段の決定に関する第12条の規定である。すなわち、刑
罰手段決定に際してまず第一に考慮されるのは、行為の社会に及ぼした結
果などではなく、「犯罪が資産階級に属する者によって、所有権に関する
何らかの特権の復活、維持または取得の目的の下に行なわれたか、それと
も無産者によって、飢餓または窮乏の状態においてなされたものか」とい
う点、つまりは行為者の階級的な帰属と行為の目的である。

ここに示されているのは、むしろ非形式的・非刑法的な、政治的な対応
の原則を定式化した“刑法”体系であって、既になされた行為による法的
利益の侵害結果について、その行為者に責任を問い、責任ある者に対して
は刑罰という不利益を課すという、伝統的な刑法の在り方とは大きく異な
るものである。後者にあっては犯罪はあくまでも法的な概念であって、予
め法律によって定式化され、客観的な要件の充足によってその存在が確定
され、その実行者である市民一般に対してはこれまた予め法律によって予

告された種類と量の刑罰が科せられるのである。このように二つの刑法体系を想定したとき、客観的、結果的には、ソビエト国家における刑法システムは前者から後者への推移の過程をたどったと言わざるを得ない。大きく捉えれば、その過程は、“新経済政策”への移行にともなう形態的に伝統的な刑法体系の受容という転換、ならびに20年代末から30年代前半にかけて進んだソビエト型社会主義国家の成立に並行して進んだ刑法学の脱イデオロギー化という、2段階の変動を経ている。そして、ここに成立した“ソビエト刑法学”は、刑法制度の成立条件と作用する社会環境についての説明部分を除けば、犯罪論と刑罰制度の理論全体について伝統的な刑法理論とほとんど変わるところのないものとなっていた。

もちろんそこには犯罪の究極の原因を不平等な経済条件、社会構造・諸条件によるその増幅、諸個人の生物学的・心理学的特質の影響などの科学的な諸要因との相互関係において捉えるところから来る、実質的犯罪規定が支配的な地位を占めることとなるが、それととも“社会主義的合法性”の強調と刑法典における類推制度の放棄を経た後には、形式的な犯罪規定と平板な“罪刑法定主義”に類似の水準にまで後退していた。ただし、形式的に法律上の犯罪の各要件をそなえた行為であっても、その社会的危険性の軽微である場合には、その行為は犯罪ではないとする刑法規定の存在⁷⁶⁾が指摘されることも多かったが、それはわが国を含め現代刑法が（立法上あるいは公準的な刑法理論において）広く共有している対応である。

では、ピオントコフスキーはこのような変容、原則からの後退と“ソビエト刑法学”の成立・展開をどう見ていたのであろうか。

1920年代初めに刑法学者として登場したピオントコフスキーは、まさに上述した二つの刑法体系間の移行の場面に居合わせ、そしてその結果として成立した“ソビエト刑法”の成立・充実の過程をその指導的な刑法学者

76) 例えばロシア共和国の1960年刑法典はその7条2項において、「形式的には当法典各則に規定する何らかの行為の徴表を含む作爲もしくは不作為であっても、その軽微さの故に社会的危険性を持たない行為は犯罪ではない」と定めていた。

として先導した。現に存在するソビエト国家の基本法としての刑事法を支え、指導する法理論として、ソビエト刑法学は自身を確立していかなくてはならなかった。そして、そのソビエト国家が他の資本主義諸国とは原理的に異なる経済・社会体制の上に立ち、人類史の新たな地平を切り開いていくという使命を誇る以上、その刑法学もまた在来の刑法諸理論・“ブルジョア刑法学”に優位することを必須の存在条件とされていた（はずである）。しかも在来の諸国家とその法制度に近似する名称と形態を当然の前提条件とした上で。国内戦と戦時共産主義の時期に刑事法の専門家として出発したピオントコフスキーであるが、当初に見られた伝統的な刑法学（「ブルジョア刑法学」）に対する戦闘的なあるいは機械的な反発の姿勢は、しかし1930年代には影をひそめ、むしろドイツ古典哲学の研究と犯罪論を中心とした刑法教義学の展開によって、それぞれの時代の現実的な刑法学上の要請に応じて、その役割を果たしたかのようである。その転身を促した背後の事情については、本稿においても一定のものを想定したが、彼自身の説明はなされぬままに終わった。

あとがき

ピオントコフスキーによる説明が中断されたままになっているのは、また、“マルクス主義刑法理論”の内容と性格という問題である。

マルクス主義法学自体、ロシア革命の遂行の過程で——つまりは革命ロシアにおける労働者・農民の掌握した国家権力の組織化の模索の中で——はじめて形成された理論枠組みであり、その一分野であるマルクス主義刑法学などは、ロシア＝ソビエト国家における実定法体系の創出が必要となる段階においてはじめて、自覚的に展開され始めたものである。

ピオントコフスキー以外の論者を含めて、当時のソビエト刑法学で展開されていたのは、せいぜいのところ犯罪原因の科学的な説明と刑事政策の階級的な性格をめぐる議論であって、話が一步、刑事責任の問題に立ち入

ると論旨があいまいになり、若いピオントコフスキーなどは責任とそれに基づく刑罰という枠組みを否定し、階級的利益を侵害した個人に対して(支配する)階級の側からの防衛的対処手段として刑罰=社会防衛手段が適用されるという構造を提唱したのであるが、これがマルクス主義の刑法理論と呼ばれるべきものなのだろうか。階級的利益の主体を置き換えてしまえば、別段、“ブルジョア刑法”でも“ファシズムの刑法”でも、当てはまる枠組みのように思われるが。つまるところ、それは“マルクス主義の刑法理論”ではなく、刑法制度の本質に関する科学的な説明とでも呼べば済むもののように思われるのであり、結局のところ、実定刑法の運用に関わる刑法学という“規範科学”は、きわめて形式的な枠組みに依拠する論理学に近似していて、その内容に多くの階級的な実質を盛ることができるということではなかろうか。

以上のことは“ソビエト刑法学”全体の存在性格にも同様に降りかかる議論である。

ピオントコフスキーをはじめとしていわゆる移行期の刑法学者の研究活動と運命を取り上げる限りは、やはりそれにかかわって、はたして“ソビエト刑法とは何だったのか”，という問いかけに答えることが要求されているであろう。だが、その問いに答えようとするとき、特定の具体的な刑法典や関係法制度、刑事法学説などがその回答となるのではなく、むしろその創造に向けての運動それ自体が“ソビエト刑法”であったと言うべきかもしれない。事実としてそこにあったのは、激しく動く歴史過程そのものが各個人に否応なく迫ってくる、左か右か、革命か反革命かという生き方と同じレベルで迫られた新しい“未完の刑法”の創造作業だったのであり、その過程で多くの悲劇的で理不尽な出来事があったばかりで、見るべき成果に乏しかったとしても、場所と時代を異にし、平穏な恵まれた環境での研究・教育活動に当たる学者たちに、その作業を批判する資格があるとは思われない。心情的な共感と反発とともに、彼の地での研究者たちの厳しい研究活動を追い、随所にみられる高い水準の研究成果には敬意を払

いつつ、また不本意な歴史経過の中で生じた個々の犠牲者には深い痛みを共有せずにはおかない。そして何よりも、結果的に新たなソビエト刑法を創造しようとした試みは成功せず、未完に終わったのであるが、そのときに残る疑問は、彼らの試みが成功する可能性はあったのであろうか、またそれはどのような形だったか、ということである。